

守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務

仕様書

令和5年度

守山市 総務課

守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務仕様書

第 1 章 総 則

(業務名)

第 1 条

守山市公共施設太陽光パネル設置調査業務

(目 的)

第 2 条

守山市（以下、「本市」という。）では、国の 2030 年度までに温室効果ガス排出量を 50%減、2050 年度にはゼロカーボンを目指す中、現在、「第 3 次守山市環境基本計画」の策定に取り組んでいる。

これに伴い、「第 5 次守山市地球温暖化対策実行計画 事務事業編（以下、「実行計画」という。）」を今年度に策定することとしており、この実行計画の策定と同時進行で、本市にとって最も有効と考えられる再生可能エネルギーである太陽光発電設備について、公共施設および公有地への効率的・効果的な設置手法の検討を行い、温室効果ガス排出量削減に取り組むことを目的とする。

(適用範囲)

第 3 条

本仕様書は、発注者である守山市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する本業務に適用するものとする。

(委託期間)

第 4 条

契約日から令和 6 年 3 月 22 日まで

(委託金額)

第 5 条

8,800,000 円（税込み）以内の提案価格とする。

(疑 義)

第 6 条

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議の上、乙は

甲の指示に従い業務を遂行しなければならない。

(提出書類)

第7条

乙は、本業務の実施にあたって、次の書類を甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届
- (3) 工程表
- (4) 業務実施計画書

(主任技術者等)

第8条

- (1) 乙において選任する主任技術者は、公共施設太陽光パネル設置調査に精通した実務経験豊かなものとする。
- (2) 主任技術者は、本仕様書に定められた範囲内での業務遂行をするものとする。
- (3) 管理技術者は、主任技術者を補佐するものとする。
- (4) 本業務中に、選任した主任技術者等に変更が生じた場合は、速やかに甲に申し出て、主任技術者の選任変更届を提出するものとする。

(資格条件等)

第9条

令和元年4月1日以降に、公共施設に対し、本仕様書第15条に記載する業務内容を実施した実績を有すること。

(損害賠償)

第10条

乙は、業務遂行中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害内容の状況を報告し、甲の指示に従うものとする。

(成果品の帰属)

第11条

本業務において作成された成果品は、全て甲に帰属するものとする。

(守秘義務)

第12条

乙は、本業務遂行上、知り得た内容について、その一切を他人に漏らしてはならない。

(契約不適合責任)

第 13 条

業務完了後、納入成果品が契約の内容に適合しないものであるときには、納品時より 1 年間は、乙の責任において無償で修正を行うものとする。

(関係資料等の貸与)

第 14 条

本業務に必要な関係資料は、乙の申請により貸与するものとし、乙は監督員の指示に従い、貸与された関係資料等の保管および管理を行い、本業務完了後は直ちに返却しなければならない。

第 2 章 業 務 概 要

(業務概要)

第 15 条

本業務の概要は、次のとおりとする。

- (1) 考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境の確認のための現地調査を含む。）の調査・検討
- (2) 発電設備の導入による建築物等への負荷および発電設備の規模等の調査・検討
- (3) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置および設置方法等の調査・検討
- (4) 太陽光発電設備導入の優先順位の考え方を整理し、優先的に導入することが望ましい施設の抽出方法や優先導入以外の施設の課題等の整理
- (5) 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討
- (6) 配置図の作成

(貸与資料)

第 16 条

甲は、本業務を実施にあたり、必要な次の関係資料等を乙に貸与するものとする。

なお、乙は甲より貸与される関係資料等について、その重要性を認識するとともに、管理取り扱いには十分注意し、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

- ・本業務において甲が必要と認めたもの

第 3 章 公共施設太陽光パネル設置調査業務

(計画準備)

第 17 条

計画準備は、調査作業に関する工程・配置技術者の計画等を立案するとともに、実施計画書を作成するとする。

また、貸与される資料の整理等もこの計画準備で行なうものとする。

(考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討)

第 18 条

本業務では、甲の所有する公共施設および公有地を対象に、地域特性、環境特性等について調査・検討を行う。

(発電設備の導入による建築物等への負荷および発電設備の規模等の調査・検討)

第 19 条

前条で整理した情報をもとに、発電設備の導入調査について、最低でも公共施設 30 施設への設置を検討するものとし、建物への負荷および発電設備の規模等の調査・検討について、具体的かつ適切な内容が示されているか。

(発電量、日射量、導入可能量、設置位置および設置方法等の調査・検討)

第 20 条

前 2 条で整理した情報をもとに、各公共施設および公有地に対して現地調査を実施したうえで、発電量、日射量、導入可能量、設置位置および設置方法等について詳細調査・検討を行う。

(太陽光発電設備導入の優先順位の考え方を整理し、優先的に導入することが望ましい施設の抽出方法や優先導入以外の施設の課題等の整理)

第 21 条

前 3 条で整理した情報をもとに、調査した公共施設および公有地の中から優先順位を整理し、優先的に導入することが望ましい施設を抽出する。また、優先順位の低い施設についても、調査・分析し課題等の整理をする。

(再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討)

第 22 条

前 4 条で調査した公共施設および公有地ごとに現地調査を実施したうえで分析を行

う。

(配置図の作成)

第 23 条

公共施設への太陽光パネル配置図の作成は、甲が公共施設等に太陽光パネルを設置・導入することの実行計画における位置付けを検討するために、調査した施設ごとに必要なデータを作成するものとする。

第 4 章 成 果 品

(成果品)

第 24 条

本業務による納入成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 公共施設太陽光パネル設置調査データ | 1 式 |
| (2) 配置図 | 1 式 |

(検 査)

第 25 条

乙は、本業務の工程毎および業務完了後甲の検査を受けるものとし、甲から仕様書の定めに適合しないものとし修正の指示があった場合は、速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了するものとする。